2020年6月21日

中原キリスト教会

　　　　　　　　　　　　　　**「三人の証人・証言」**

聖書箇所：申命記19:15-21

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

　先月は申命記の各種律法のなかから安息年における負債の免除の条項を採り上げました。安息年すなわち、7年ごとに負債をなしにして、本来の神の支配にあるイスラエルの民に戻りなさい、という内容でした。これは十戒の一つである安息日順守の社会規範への適用の一つでした。安息日を守ることについては実にこまごました規則を作り、それへの違反は重大なる律違反とされたのに、安息年の負債の免除については実行はされず、解釈によって骨抜きにされていきました。安息年の年には借金の取り立てをすることをしてはならない、という意味である、として実質的には取り立ての猶予にすぎないものとされました。しかも、狭い意味でのユダ人社会でのみ通用する戒めとされたので、それ以外の人との間の貸し借りについては野放図の状態に放置されました。現代においても聖書を都合の良いように解釈して、実質的に主イエスのメッセージを無意味なものとしてしまう、という人間の罪の深さは変わってはいません。

　本日の聖書個所は裁きの時に於いて、証人が一人では罪に定めることはできず、複数人の証人を必要とする、ということが言われています。この規定は十戒のうちの第九戒申命記5:20「あなたの隣人に対して、偽証してはならない」を実行あらしめるためのものです。十戒に違反して偽証していても一人であれば、それが偽証かどうかも分からない、ということです。従って、複数人の証言を求めているのです。いわば裁判の公正さを確保するための方法を律法として定めたもの、ということができます。「証人」「証言」は現代の裁判においても証拠の一つとされ、ここにおける偽証は極めて重大な問題を引き起こしかねません。証人・証言をどう扱うか裁判において重要であるのみならず、一般の社会においても判断の根拠として使用されています。時には「あの人が言っていることだから間違いないであろう」という証言に重みをつけることも日常的にあります。考えてみると重大なことが気軽に決められていることもあります。

では最初に、今日の聖書個所を順にみながら、この聖書個所の意味するところを正確に理解することから始めたい、と思います。具体的にこの個所に入る前に、19章の最初の方の記述について一言述べておきたい、と思います。所謂「のがれの町」の規定です。これは間違って人を殺してしまった人がのがれる町のことを定めたものです。人を殺した人間が、殺された人の親族や仲間からの報復を受けることは、当時は当たり前でした。しかし、故意に人を殺したのではない人がこの報復を受けることは公平なとり扱いではない、ということからイスラエルの６つの町を「のがれの町」としこの町に逃げ、報復を逃れる道を与えたものです。現代の刑法における、過失致死罪との関係とか、日本の刑法解釈における「未必の故意」との関係を考えると重要な争点になりうる問題です。この「のがれの町」は十戒第六戒「殺してはならない」の律法に対する裁きに公平さを与えるものになっています。即ち、19章は十戒の敷衍説明であり、裁判の公平性を保つという意味で共通した内容のことがらなのです。

ではまず19:15「どんな咎でも、どんな罪でも、すべて人が犯した罪は、ひとりの証人によっては立証されない。ふたりの証人の証言、または三人の証人の証言によって、そのことは立証されなければならない。」とあります。「咎」は裁判によって罰を与えられるべき行為の事です。普通の刑事事件の原因行為のことです。しかし、「罪」は聖書では主なる神への背信全体を指しています。即ち十戒違反なかでも前半部分の信仰上の罪を含んでいる、ということです。従って「だれだれは主なる神以外の神を拝んだ」という証言や、「だれだれは、自分の父を敬わず、どうなってもかまわない、と言った」という証言も立派な「罪」とみなされる事柄であった、ということです。裁判は今でいう民事、刑事、行政の裁判に加え、後の宗教裁判のようなことも含んでいたということです。このことはなぜ、主イエスが裁判にかけられることになったのかに関連して重要なことです。

「立証する」という言葉は直訳では「事を立てる」と訳され、証明する、ことを意味しています。「証しする」と訳されることもあります。証拠をもって何かを証明することです。クリスチャンの信仰体験を「証（あかし）」と言いますが、これは「主イエスが私に働いたことを私の経験を通して証明します」ということだと思われます。また、「主イエスとともに神の国が到来したという福音が私に実現した」ということを証明しているのでしょう。ギリシャ語では「martyu-rehwo」という言葉ですが、新約聖書では「証言する」と訳されるのが一般的です。特に多く使用されているのはヨハネによる福音書です。バプテスマのヨハネは主イエスを証言している、と言われています。主イエスが待ち望まれていた救い主キリストである、ということを証言した、と言われています。聖書の言葉の成就を証言する、ということです。また、ヨハネ福音書の8章で主イエスは、自分自身と父なる神が自分を裁く者として証言しているとおっしゃられ、「あなたがたの律法にも、ふたりの証言は真実であると書かれています。」と述べております。聖書は信仰の書ですから所謂宗教的な意味での「証言する」個所が多いのですが、旧約聖書は社会的な法律でもありますから、この世における社会倫理との関係で「立証する」「証言する」「証しする」という使わられかたも多数あります。いずれにしろ、現代における「証言する」よりはもっと広い意味でこの言葉が使われています。

ここで主に念頭にある罪状は殺人です。民数記35:30では「もしだれかが人を殺したなら、証人の証言によってその殺人者を、殺さなければならない。しかし、ただひとりの証人の証言だけでは、死刑にするには十分でない」と言われており、申命記17:2でも「ふたりの証人または三人の証人の証言によって、死刑に処さなければならない。ひとりの証言で死刑にしてはならない」と言われており、この19:15はこれらを受けての言葉です。殺人に限定している17:2に対し、罪状の範囲を限定せづ、一般論としての複数証言者の要件をのべたものです。民事的な事柄にも適用される事項になっていることは将来の歴史との関連で重大なことです。

「ふたりの証人の証言、または三人の証人の証言によって」とあります。わかりにくい表現です。「または」は英語の「or」です。内容的には英語の「rather than」の意味であり「ふたりの証言、またはそれより三人の証言」という意味合いです。できれば三人の方が良い、ということです。 二人であれば口裏合わせて組んで偽証することも容易のように思われますが、三人となると口裏合わせの危険はかなり減ります。この個所は裁判の公平性を確保するための個所ですから証人の数を多くすることにより、冤罪を避ける、ということなのであろう、と思われます。当時は、今のように、指紋とかDNASとか血液型とか所謂物証の類はほとんどなく、証言によって有罪、無罪が決められていたと思われますので、証人の数は単なる数字の問題ではなかったと思われます。しかし、宗教裁判的事件では、強い「同調圧力」が働きますので、証人の数は多くてもあまり意味をなさなかったのではないか、と思われます。一般大衆には「同調圧力」が極めて強く働きますし、日本は、政治の分野を含め「同調圧力」が強い国だ、と言われています。そういう社会では民主主義は成り立ちません。

次に19:16-17 をお読みします。「もし、ある人に不正な証言をするために悪意のある証人が立ったときには、相争うこの二組の者は、主の前に、その時の祭司たちとさばきつかさたちの前に立たなければならない。 」とあります。「悪意のある証人」と言っているのは意図的に偽証をしようとしている人間のことです。「主の前」に立つというのは公に認められた裁きの場にたつ、ということで、おそらく、「宣誓」が求められ場と思われます。日本でも、裁判の前には宣誓書を読みます。「良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、偽りを述べない旨を誓います」と言います。原則は隠してはならないのです。そして刑事訴訟法第161条には「正当な理由なく宣誓又は証言を拒んだ者は、10万円以下の罰金又は拘留に処する」とされています。しかし、「自己または一定範囲の親族が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれがある証言」は拒絶できるとされています。国会における証言についても同様の証言拒絶権が認められ、先般の日本の国会で森友学園事件に関連し公文書変造の疑いをかけられた財務省元局長が片端から証言拒絶をしました。野党議員の追求も空振りになってしまいました。国会は国権の最高機関であり検察より権威のある存在のはずなのに訴追の可能性があれば証言拒絶ができるというのは主客転倒した話と思います。

もし、申命記条項を適用し、モーセ律法に従い「主の前で」「隠さず」と宣誓して、裁判にかけられるかもしれないので証言拒絶する、と言えば、それだけで有罪確実だと思います。要するにクリスチャンが「主の前で」というような意味での宣誓をしているのではない、ということなのです。これがキリスト教の影響の強い社会であれば、何人かの人間が「これが真実です」と吐露する人間が現れるように思います。更に悪いのは日本には親分を守るために自らが犠牲になることを美徳とする伝統があります。武家社会のなかで培われたものでやくざの論理です。そのためには嘘や隠ぺいも方便となるのです。そして犠牲になった本人は裏で報酬を受け陰ながら称えられるのです。日本の会社組織においてもこの論理が強く生きています。モーセ律法の精神とは大変異なる文化です。実のところ、私自身も心当たりがあることを認めざるをえません。

本論に戻ります。19:18-19です「さばきつかさたちはよく調べたうえで、その証人が偽りの証人であり、自分の同胞に対して偽りの証言をしていたのであれば、/あなたがたは、彼がその同胞にしようとたくらんでいたとおりに、彼になし、あなたがたのうちから悪を除き去りなさい。」とあります。偽証していることが解ったら、その偽証した人間には被告となっている人間と同じ罰を与えなさい、と言っています。だれかを殺人罪に陥れようと偽証した人間は死刑にしなさい、と言うことです。偽証は大変な罪です。十戒第九戒で偽証は禁止されていますがこの個所はその具体的適用例ということができます。

先般、1971年に起きた渋谷騒乱事件で死亡した機動隊員を殺した実行犯ということで無期懲役刑が確定し、再審請求を何度か繰り返していた星野文昭氏が73歳で病死しました。きれいな花の絵を描く方で獄中結婚した奥さんが個展を開催などしていました。彼が、殺人事件の実行犯とされたのは、他の警察官が、星野氏が着ていた色の服を着ていた人物が火炎瓶を機動隊に投げ、それによって機動隊員が焼死した、と証言したことが決定打でした。しかし、再審のなかでその記憶は極めてあいまいであり、かつ、その色も当日星野氏が着ていた服の色とはかなり異なっていた可能性がある、こと明らかになりました。しかし、再審開始には至らず、結局、亡くなってしまいました。奥さんが再審請求を続けるかもしれません。あの騒乱のなかでだれがこの機動隊員を殺したかなど特定できる訳がないのに、他の警察官は目撃したと「証言」している。その警察官だって、騒乱に巻き込まれて、一方の当事者であったのだから悠長に観察できる立場にあったわけではありません。警察官が殺された、ということでだれかを実行犯にしなければ親族を含め収まりが付かなかったので星野さんがその標的になったというにすぎません。世論も警察の味方で、裁判所もそのような社会のムードに沿った判決をした、ということです。世論というのは無責任ですから「だれか犯人がいるんだろう。それなら一番疑わしい星野氏が有罪でいいじゃないか」くらいのものです。この裁判は自白もありませんし、警察官の「証言」だけです。親族の証言みたいなもので、証拠能力は怪しいものです。政治性が強い事件においては無理に有罪者を作るきらいが強く、真実からは程遠い判決がしばしばある、というのが実態です。

その他、冤罪事件と言われるものを見ますと、不確かな「証言」が必ずと言ってよいくらい登場します。各種鑑定も証言の一つです。「可能性が高い」というような鑑定が決定打となり有罪になったケースが多数あります。「疑わしきは罰せず」とはどこに行ったのか、と思わせられます。この原則を文字通り適用すれば再審請求がされている事件はおそらくほとんど無罪でしょう。「証言」の怖さを思います。先般、成城大学の先生が日本の司法制度の問題をあげていました。欧米に比し大きく立ち遅れている点が指摘されていました。おそらく、江戸時代以来の「お上にたてつくな」の文化が反映しているのだと思います。とにかく偽証は絶対ダメです。確実とされる証言以外は刑事事件では証拠能力を否定されるべきです。また制度の問題として、すべての捜査記録は弁護士が見ることができるようにすべきです。検察に不利な証言は弁護士に知らされない、のが現状です。裁判官も検察官に対し証拠開示を命ずるのは滅多にありません。

最後の19:20-21をお読みします。「ほかの人々も聞いて恐れ、このような悪を、あなたがたのうちで再び行わないであろう。/あわれみをかけてはならない。いのちにはいのち、目には目、歯には歯、手には手、足には足。」とあります。「このような悪を、あなたがたのうちで再び行わないであろう。」とは、偽証する人間に強い罰を与えると、イスラエルの他の人がこれを見て、偽証することを行わなくなるだろう、と言っています。これは「刑事罰の抑止効果」と言われるものです。申命記13:11や17:3にも同様の表現があります。前者は偶像崇拝者に対し死刑の罪を実行すると、「イスラエルはみな、聞いて恐れ、重ねてこのような悪を、あなたがたのうちで行わないであろう。」と言っており、後者はさばきつかさの判決に従わない者には死刑を与えるべきで、そうすれば「民はみな、聞いて恐れ、不遜なふるまいをすることはもうないであろう。」と言われています。刑事罰においてこのような「抑止効果」を期待するのはそれなりに意味のあることだと思われますが、現代において重大なのは宗教的・政治的事件についてこの抑止効果のために重罰を科する場合です。世界のあちこちでいまだこのような権力側からの無法な刑罰が横行しています。日本のクリスチャンも、江戸時代、戦前にこの犠牲になった方がいらっしゃいます。いつ、どのような時に、どのようにして、このような状況に置かれるかは分かりません。心に緊張感を失ってはならない、と思います。

最後の一文は所謂「同害復讐法」を宣言したものです。注意点を一点。「あわれみをかけてはならない。」という言葉。ここであわれみをかけると訳されているのはヘブル語では「huhs」、ギリシャ語では「feidomai」という言葉で、「神のあわれみ」と言う場合の「憐れむ」とは違う言葉です。こちらはヘブル語では「rahuhm」ギリシャ語では「hoi-ktirmohn」という言葉です。申命記のところは「容赦をしてはならない」という訳の方が良いと思います。偽証した人間に対し罰を与えるのに容赦をしてはならない、と言っているのです。偽証することに同情に値するような事情があっても、それを考慮せず、厳罰を与えるべきだ、と言っているのです。モーセ律法がいかに偽証について厳しい態度をとっているのかよくわかります。そして「同害復讐」の宣言です。これは19節の偽証者には被告の罪状と同じ罰を与えるべきだ、ということを格言を使って確認的に言っています。これはBC18cの古バビロニアのハムラビ王が発布した法典にその源流がある、と言われています。また古代ローマの法典である十二表法にもある表現だといわれています。ハムラビ法典の場合は「第１９６、もし人が人の息の眼を潰した時は彼の眼を潰す。」がそれですし、十二表法の場合は「第八表・他人に対して重度な怪我を負わせ、被害者と和解していない場合は、加害者に対する同等の復讐が許される。 」という箇所がそれです。これがメソポタミアの歴史の中で格言のようになり、「目には目、---」という表現で確立したと考えらます。「いのちにはいのち」の部分はイスラエルにおける追加だと思われます。文脈的には、これは容赦してはならない、の言い換えとみることもできます。出エジプト記、レビ記にもこれを引用している箇所がありますが「いのちにはいのち」の言葉はありません。新約ではマタイ福音書の山上の説教のところで主イエスが引用しています。「『目には目で、歯には歯で』と言われたのを、あなたがたは聞いています。 /しかし、わたしはあなたがたに言います。悪い者に手向かってはいけません。あなたの右の頬を打つような者には、左の頬も向けなさい。」と言われています。申命記のここは「偽証した人についても被告と同一の罰を与えなさい」と言い、単なる報復的な態度ではなく、理性的な裁きを求める態度ですが、主イエスはその抑制的な態度を一歩二歩進めて、報復自身をやめるがよい、とおっしゃっています。恵みの手段としての律法という律法の基本精神にまでさかのぼり、主イエスの言葉を聞き、この世の中で私に許される妥協はどこまでか、という順序で考えるべきものと思います。

以上で今日の聖書個所を見終わりましたが、申し上げたいことがいくつかあります。

最初は主イエスの十字架への道における裁きにおける「証言」です。主イエスへの判決はモーセ律法にのっとって、下されたものだったのでしょうか。少々長いですがマルコ福音書14:53-64をお読みします。「彼らがイエスを大祭司のところに連れて行くと、祭司長、長老、律法学者たちがみな、集まって来た。/ペテロは、遠くからイエスのあとをつけながら、大祭司の庭の中まで入って行った。そして、役人たちといっしょにすわって、火にあたっていた。/さて、祭司長たちと全議会は、イエスを死刑にするために、イエスを訴える証拠をつかもうと努めたが、何も見つからなかった。/イエスに対する偽証をした者は多かったが、一致しなかったのである。/すると、数人が立ち上がって、イエスに対する偽証をして、次のように言った。/「私たちは、この人が『わたしは手で造られたこの神殿をこわして、三日のうちに、手で造られない別の神殿を造ってみせる』と言うのを聞きました。」/しかし、この点でも証言は一致しなかった。/そこで大祭司が立ち上がり、真ん中に進み出てイエスに尋ねて言った。「何も答えないのですか。この人たちが、あなたに不利な証言をしていますが、これはどうなのですか。」/しかし、イエスは黙ったままで、何もお答えにならなかった。大祭司は、さらにイエスに尋ねて言った。「あなたは、 ほむべき方の子、キリストですか。」/ここでイエスは言われた。「わたしは、それです。人の子が、力ある方の右の座に着き、天の雲に乗って来るのを、あなたがたは見るはずです。」/すると、大祭司は、自分の衣を引き裂いて言った。「これでもまだ、証人が必要でしょうか。/あなたがたは、神をけがすこのことばを聞いたのです。どう考えますか。」すると、彼らは全員で、イエスには死刑に当たる罪があると決めた。」とあります。ここでの大祭司はカヤパの子アンナスの事だと思われます。これは宗教裁判ですので刑事事件とは異なります。現代の所謂先進国ではではこのような裁判は見られなくなっていますが、 世界ではまだまだあります。政治犯の裁判 には似たところがあります。神殿破壊についていろんな証言があり、一致しなかった、と言われています。神殿を聖所としたのはモーセ以降ソロモンの時代あたりからの事でBC2cのマカバイ朝以降極端な神殿至上主義が発生したのです。そして大祭司は不利な証言が続いているぞ、と警告するとともに主イエスに弁明の機会を与えています。この辺は正当な手続きです。しかし、主イエスは答えませんでした。黙秘を通しているように見えます。大祭司は切り札の質問をしました。「お前は、イスラエルの救い主、キリストか」という質問です。主イエスは「わたしは、それです。」と答えられました。「あー、これはまずい」という叫び声が傍聴者から出そうです。大祭司は「これでもまだ、証人が必要でしょうか。/あなたがたは、神をけがすこのことばを聞いたのです。どう考えますか。」と聴衆に言いました。裁判官はこんなやり方をしてはなりません。自分で判決をしてしまっているようなもので「第三者性」「独立性」を失っています。裁き司としてはここで失格です。そもそも大祭司が宗教裁判の裁き司をすることに問題があるとも言えます。そしてこれ以上の証言は不要ということでよろしいか、と参加者に問うたわけです。それに対し、全員が「死刑に同意」したので全員が証人となった、と考えられます。大祭司の罪ある判断に共同体全員が同意を与えたのです。旧約の伝統には預言者の伝統があります。いかに預言者がイスラエルの王や民に厳しいことを言っても、裁判にかけて断罪する、というようなことはありませんでした。しかし、預言者の伝統を受け継いでいる主イエスについては、とうとうこの地上での裁きの座に立たせることまでしたのです。手続き的には若干の問題はあるにしても、結局は参加者全員が「証人」となり、主イエスへの死罪が宣告されるようになりました。一般の刑事事件での死罪とはことなり、政治的・宗教的意味での死罪はローマの証人が刑執行の前提でしたので、ローマの総督の方に回されることになったのです。この過程での最大のポイントはその場に居た全員が主イエスを死罪にするための「証人」となったという点です。「黙示の承認」による間接的「証言」です。厳密にはモーセ律法における積極的「証言」ではありませんが、それと本質的には変わりありません。私たちは罪ある行動を「黙示の承認」している場合がなんと多いかにも心を向ける必要があるでしょう。

また、キリスト教の影の歴史の中で「証言」がいかなる意味を持っていたかについてもほうかむり、しているわけにはいきません。中世キリスト教会はこの「証言」を自らの立場の擁護や特定の人々を罰に追いやる手段で使用しました。所謂、異端審問と魔女裁判における証言の取り扱いです。異端審問はカタリ派の人々を断罪するために神学者、司祭さらに町の長老たちの「証言」を大いに利用いたしました。はては地動説まで異端審問の対象にされたのです。今でも専門家という人のコメントは尊重されていますが、これは申命記の言う「証言」です。証言が排斥、断罪の道具として使用されるようであればそれは警戒すべきです。恵みの手段が、反対の役割を果たすことになってしまうのです。主イエスの山上の説教のこの引用は、恵みの手段としての律法の回復の意味があるのです。また魔女裁判においても同様です。一般民衆を含む多くの証言が「魔女」と認定するのに使われました。ジャンヌ・ダルクも魔女として断罪された一人でした。17世紀、アメリカのマサチューセッツ州セイラム村での魔女事件は信じられない出来事でした。約200人の女性が「魔女」として告発され19人が処刑されるという出来事が発生したのです。もう中世が終わり近世と言われる時代にこんなことが起こったのです。これも「証言」による有罪認定です。ちょっと変わった人がそれにとどまらず「魔女だと思う、間違いなく魔女です」という「証言」になっていったのです。恐ろしいまでの出来事です。今は、この町は「魔女の町」として観光地化していますが、なんとも釈明できない人間の罪の深みを示した事件があったのです。キリスト教会はこの異端審問、魔女裁判に直接、間接の責任があります。類似のことは現代でも起こっています。所謂ヘイト・スピーチはこの類です。私たちキリスト者はむしろ「警告を与える」者であることを願います。祈ります。